

再生可能エネルギー導入計画策定業務仕様書

本仕様書は、三原市（以下「本市」という。）が行う「再生可能エネルギー導入計画策定業務（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務名称

再生可能エネルギー計画策定業務

2 業務の目的

本市では、2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量実質ゼロと、2030年度までに2013年度比で二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の46%削減を目標に掲げ、その取組の一つとして、太陽光などの再生可能エネルギーの利活用の促進を検討している。本業務では、本市の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の推移と現状を把握するとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減対策や削減目標、最大限の再生可能エネルギー導入目標を設定することで、再生可能エネルギー導入計画を策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）までとする。

なお、契約締結日は国庫補助事業の採択結果の公表時期等によるものとする。

4 特記事項

本業務の成果を「公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定業務」に反映させるとともに、整合性を図るよう本市と調整を行うこと。

5 業務内容

（1）基礎情報の収集及び現状分析

地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量、再エネの導入、二酸化炭素等の温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を行うこと。

①基本的事項の整理

国や世界の温暖化対策の動向、県や人口同規模地域における地球温暖化対策に係る現状及び取組などについて、情報収集し、分析すること。

②本市の基礎情報の整理

統計資料等を基に、本市の地勢、人口、産業等の現状把握及び将来推計を行うこと。また、本市の気候及び地域特性から活用する地域資源や解決すべき地域課題を整理すること。

③本市から排出・吸収される二酸化炭素等の温室効果ガスの整理

本市の区域全体から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量について整理すること。二酸化炭素等の温室効果ガス排出量については、環境省の「自治体排出量カルテ」に基づくデータを活用し、その内容について部門別に精査し、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」から精度の高い推計を行うこと。また、排出量だけではなく、森林・都市緑化の推進による二酸化炭素吸収量も精査すること。

④本市の再エネ導入状況及び導入ポテンシャルの検討

地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえると同時に、再エネの種別ごとに『太陽光発電』や『風力発電』、『小水力発電』等を整理すること。

また、再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」や「自治体再エネ情報カルテ」等を基に分析し、既存情報以外にも関係者へのヒアリングを行うなど、本市の地域特性や課題を幅広く調

査した上で、実現可能性を踏まえた導入目標の作成を行うこと。

(2) 将来の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量に関する推計

地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量に関して、複数パターンで推計を行うこと。

①現状趨勢 (BAU) ケース

(1) で整理した二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の現状について2013 年度を基準として、各部門・分野の活動量の変化を基に、排出量の現状趨勢 (BAU) ケース (今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量) の推計を行うこと。

また、BAU排出量の活動量は、その部門・分野に適した活動量を用いることで、より詳細なBAU排出量を推計していくこと。

②対策ケース

現在実施している対策に加え、今後想定される社会情勢や省エネ対策等を考慮し、短期目標 (2030年度)、中期目標 (2040年度)、長期目標 (2050年度) を設定し、排出量の現状趨勢 (BAU) ケースの将来推計に反映させること。

(3) 地域の将来ビジョン・シナリオ、脱炭素ロードマップの作成

(1) で整理した将来推計及び地域の再エネポテンシャルを踏まえ、2050年ゼロカーボンに向けた本市の将来ビジョンを検討し、ビジョンの達成に向けた脱炭素シナリオを作成する。脱炭素シナリオの実現及び再エネ導入目標の達成のため、市街地、工業区域、農村区域等に分け、それぞれのエリアでの必要な施策や指標について検討し、重要な施策に関する脱炭素ロードマップを策定すること。また、施策を実施していくための推進体制を構築すること。

(4) 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再エネ導入目標の作成

再エネの種別ごとに『太陽光発電』、『小水力発電』、『風力発電』等を「いつまでに、どのくらい導入可能か」を検討する。なお、太陽光発電については、「公共施設及び市有地」、「住宅及び事業所等」、「民有地」、「ため池」への設置を、小水力発電については、「上水道・下水道施設」、「農業用水路」への設置について検討すること。

(5) (3) 及び (4) を実現するために必要な施策の検討

再エネ導入目標と地域課題の解決を同時に実現するために必要な施策の方向性及び具体的内容を検討し、体系的に整理すること。具体的な施策の検討に当たっては、再エネの地域偏在性や地域の産業構造等を踏まえ、施策を優先的に展開する地域や対象等を可能な限り設定すること。また、関係団体 (広島県や各業界団体等) が予定している関連事業との連携を考慮した施策や、再エネの地域間連携に関する施策についても検討し、国が示した「地域脱炭素ロードマップ」に掲げる脱炭素の基盤となる重点対策を基に政策を策定すること。

(6) 再エネ導入計画書の策定

(3) ~ (5) を踏まえ、本市の2050年の脱炭素社会の実現を見据えた再エネ導入計画書を策定すること。なお、本計画書は、「地域脱炭素に向けた目標」及び「施策の進捗管理のための指標」及び「体制構築」を含んだ内容のものとする。

また、再エネ導入計画書は書面及び電子データで各1部ずつ提出すること。

(7) 打合せ・協議

本市又は受託者が必要とする場合、適宜対面又はオンラインにて打合せ・協議を行うこと。

6 その他

(1) 本業務は、環境省「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を予定しているため、当該補助金の公募

- 要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこととし、当該補助申請に係る必要な支援を行うこと。なお、補助金の交付に至らなかった場合には、事業内容の変更を行うことがある。
- (2) 受託者は、業務委託の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
 - (3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度、受託者が記録し、相互に確認するものとする。
 - (4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
 - (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
 - (6) 成果物に契約不適合があった場合は、本市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
 - (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により事業を実施するものとする。